プロジェクト マイナス金利に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応

項目 「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)」 の文案-公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、平成 29 年 1 月 27 日に実務対応報告公開草案第 51 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)」(以下「公開草案」という。)の公表を行った。公開草案に対するコメントは平成 29 年 3 月 3 日に締め切られた。公開草案に対しては、14 通のコメント・レターが寄せられた。本資料は、公開草案に対するコメントとその対応案である。

以上

実務対応報告公開草案第51号

「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

実務対応報告公開草案第 51 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)」 (平成 29 年 1 月 27 日公表)

2. コメント募集期間

平成 29 年 1 月 27 日~平成 29 年 3 月 3 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

実務対応報告第●号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」(平成●年●月● 日公表) (以下「実務対応報告」という。)

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	株式会社 プロネクサス
CL2	一般社団法人 信託協会
CL3	日本公認会計士協会
CL4	株式会社 ディスクロージャー&IR 総合研究所
CL5	有限責任 あずさ監査法人
CL6	一般社団法人 日本経済団体連合会
CL7	一般社団法人 生命保険協会
CL8	企業年金連絡協議会
CL9	公益社団法人 日本年金数理人会・日本アクチュアリー会
CL10	有限責任監査法人 トーマツ
CL11	PwC あらた有限責任監査法人

[個人(敬称略)]

	E	(名・所属等 (記載のあるもののみ)
CL12	高倉 義和	企業経理担当者
CL13	関口 幹夫	
CL14	髙畑 修一	退職給付専門委員会 専門委員

5. 主なコメントの概要とその対応

このコメント対応表は、最終的には、各コメントを要約して公表する予定であるが、現段階では、各々のコメントの論拠をよく理解するために、 原則として全文を掲載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)	
総論			
(全体を支持する	るコメント)		
1) 本公開草案	基本的に同意する。		
の内容を支持			
する。			
	去を定めたガイダンスを速やかに公表することを求めるコメント)		
2) いずれの方	利回りの下限としてゼロを利用する方法(以下「ゼロ止め」という。)とマイナスの利		
法が認められ	回りをそのまま利用する方法(以下「マイナス利回り」という。)のいずれが認められる		
るかの結論を連やかに導く	べきかについて継続して検討を行い、できる限り速やかに結論を導くべきである。		
べきである。	貴委員会は会計基準の開発をその審議事項としていることから(企業会計基準委員会等		
	運営規則第2条)、ゼロ止めとマイナス利回りのいずれの会計処理が妥当か、又はいずれ		
	も妥当とする場合はその判断基準は何かなどを本来明確にするべきである。		
	しかし本公開草案では、様々な論点があることを指摘するにとどまり、国際的な動向も		
	明確でないこと等を理由に、当面の取扱いとしていずれも認めるという提案となってい		
	る。こうした提案が本来求められているものではないことは、「いずれかの方法によるこ		
	とを定めたガイダンスの公表に向けて、引き続き検討を行う」(本公開草案第16項)とさ		
	れていることからも、認識されているものと考えられる。		
	したがって、本公開草案で掲記されている論点や割引率が具備すべき要件など本質的な		
	論点について継続して検討を行い、できる限り速やかに結論を導いていただきたい。		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	議論は既に1年超経過していることから、本公開草案第16項に示されているとおり、	
	恒久的な取扱いを含めた今後の方向性を早期に定めるべく、本実務対応報告の公表後も直	
	ちに審議が継続されることを望んでいる。	
	現時点では国債等の各残存期間におけるマイナスの利回りの幅が大きくないことを踏	
	まえると、本実務対応報告案による取扱いの影響は限定的と思われるが、将来的な金利水	
	準の動向によっては、大きな影響が生ずる可能性もある(例えば、将来的にマイナス金利	
	の深掘り・長期化等の状況が生じると、退職給付債務の評価額が、「利回りの下限として	
	ゼロを利用する」場合と、「マイナスの利回りをそのまま利用する」場合で、大きく異な	
	ることも考えられる。) ため、第16項に記載のとおり、利回りの下限としてゼロを利用	
	する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法によることを定	
	めたガイダンスの公表に向けて、引き続き検討を行うことを支持する。	
	マイナスの利回りをそのまま利用する方法と利回りの下限としてゼロを利用する方法	
	のいずれが適切であるかを明確にする実務対応報告を公表することが望ましく、そのため	
	にはさらなる分析やそれに基づく十分な議論が必要であると考える。仮にいずれの方法も	
	認めるとする実務対応報告を公表する場合には、今後議論が必要となる論点を明示し、公	
	表後、速やかに議論を再開してそれらの検討を進め、結論を得られるようにすることが適	
	当である。	
	【理由】	
	本公開草案における記述からは、マイナス金利の経済的な性質やマイナスの利回りをそ	
	のまま利用することの合理性などの分析や議論が必ずしも十分になされていないように	
	見受けられる。十分な検討が行われないまま、適用時期を限定していずれの方法も認める	
	とする取扱いを公表することは、安定して利用可能な高品質な会計基準の設定には必ずし	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	も寄与しない可能性がある。	
	例えば、割引率については、いわゆる重要性基準(退職給付に関する会計基準の適用指	
	針第30項)の適用が認められているが、実務対応報告によって利回りについて2つの方	
	法が優劣なく認められることになると、実務の多様性がさらに増すことになるおそれがあ	
	る。現時点での金利状況に鑑みるならば、割引率に関する実務の多様性が退職給付債務の	
	会計処理に重要な影響を与えるものではないとも考えられる。しかしながら、潜在的な多	
	様性が存在し続けることは必ずしも適切な状態とはいえない。	
	したがって、退職給付債務の計算における適切な割引率の設定という観点から、マイナ	
	ス金利について経済的にどのような性質が考えられるのかを議論し、マイナスの利回りを	
	そのまま利用することがどのような意味を持つのか検討したうえで、いずれの方法が適切	
	であるかを明確にすることが適当と考える。	
	なお、当面の取扱いとして、いずれの方法も認める実務対応報告を公表する場合であっ	
	ても、今後どのような議論が検討される予定なのか可能な限り現時点で明示することが実	
	務対応報告の位置付けを理解する上で有用であり、会計基準の利用者にとっての予見可能	
	性を高めることにつながると考えられる。したがって、貴委員会において検討すべきと考	
	えている論点を予め明示したうえで、速やかにそれらの議論を実施していくことが適当と	
	考える。	
(全体を支持し7	ないコメント)	
3) 本公開草案	スケジュールの都合等により退職給付専門委員会において議論がほとんど行われなか	
の内容を支持しない。	ったことから(実際には2016年12月5日に1回だけ行われた。)、公開草案に対するコメン	
U/4 V .0	トを下記の通り提出いたします。	
	本件については、同意しない。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	公開草案第5 項の記載のとおり企業会計基準委員会(2016年3月9日)の議事概要が公表	
	されている。議事概要には会計基準等のように規範性や拘束力がないが、それが2016年3	
	月期の決算において実務上の指針となったことは間違いない事実である。そして、当時の	
	状況から大きな(劇的な)変化がなければ、議事概要に「平成28年3月決算においては」と記	
	載されていたとしても、以降の実務においてその内容が踏襲されるもの、そうあるべきで	
	あり、それが会計処理の継続性ということではないだろうか。したがって、本公開草案の	
	ような内容的に中途半端な(品質面で問題のある)ものを公表する必要性はないと考える。	
	また、公開草案第6項には「基準諮問会議より、マイナス金利に係る種々の計計上の論	
	点への対応について、必要に応じて適時に対応を図ることの依頼を受け」、「これらを踏ま	
	え(中略)本実務対応報告において、必要と考えられる当面の取扱いを示すこととした」と	
	記載されているが、何をふまえて(何をきっかけに)検討が開始されたのかが記載されてお	
	らず、この点からも必要性が理解できない。議事概要に記載されていた、「本論点に対し	
	て当委員会としての見解を示すには相当の審議が必要と考えられる」、「現時点では、退	
	職給付会計において金利がマイナスになった場合の取扱について当委員会の見解を示す	
	ことは難しいものと考えられる」状況から、例えば、マイナス金利の状況が進行して、会	
	計基準設定主体としての見解を示すことが必要な状況になった際に、相応の審議を経たう	
	えで正式見解を公表する、そのように理解していたが、公開草案の内容(および審議の経	
	緯)はそのようなものではなく、期待やニーズに応えた内容には全くなっていない。	
各論		
(割引率に関す	る取扱い)	
4) 恒久的な取	マイナス金利が長く持続するような状況下では、企業等は年金資産の運用において利回	
扱いではなく	りがプラスの他の金融商品で運用することを検討し選択するはずであり、マイナス金利と	
当面の取扱いとして同意す	いう事実をもって、退職給付債務等の計算で利用する金利をゼロ止めする理論的根拠は全	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
る	くないと考える。したがって、退職給付債務等の数値を算出するという目的において、「退	
	職給付債務等の計算における割引率」がプラスの場合は上限を設けず、金利がマイナスの	
	時のみゼロ止めすることは理論的には正しくないと考える。	
	ただし、本公開草案は、「第 331 回企業会計基準委員会議事 議事概要別紙(審議事項	
	(4)マイナス金利に関する会計上の論点への対応について)」(平成28年3月9日公表)(以	
	下、「議事概要」)を基本的に踏襲しているものであること、また、適用期間を「平成 29	
	年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度」と限定し	
	ていること、加えて、この1年間の国債の利回りのマイナス幅が大きくないこと及び最近	
	の 10 年物国債をはじめ利回りがプラスになっている状況を鑑み、恒久的な取扱いではな	
	く当面の取扱いとして同意する。	
5) それぞれの	「当面の取扱い(案)」では、債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付等の計算にお	
割引率を適用する際の理論	ける割引率について、ゼロで止める方法とマイナスの利回りそのまま利用する方法のいず	
的根拠を示す	れも認めている。現時点でどちらか決められない理由は記載されているが、各々の会計処	
べきである。	理の理論的な根拠が不明確である。企業が判断を行う材料として、理論的な根拠を示すべ	
	きである。	
	現時点においては、利回りの下限としてゼロを利用する方法(以下、ゼロ止め)と、マ	
	イナスの利回りをそのまま利用する方法(以下、マイナス)のいずれかの方法に統一する	
	ことを会計基準等(会計基準、適用指針および実務対応報告)に定めることが難しい状況で	
	あることは理解する。しかし、公開草案にはそれぞれの会計処理についての理論的な根拠	
	が記載されておらず、この内容では会計基準等としての品質を満たしていないと考える。	
	企業においてゼロ止め、マイナスのどちらの会計処理を選択するかは自由、つまりフリ	
	ーチョイス (したがって退職給付割引率は会計方針ではなく見積であると理解される。)	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	であるとしても、企業会計基準委員会が作成する会計基準等には、企業が選択の判断を行	
	うための、一定程度の理屈なり考え方なりが記載されているべきであり、それは会計基準	
	等が維持するべき最低限の品質である。	
	案の結論の背景を見る限り、さまざまな意見が掲載されているだけで、これらの意見が	
	整理され議論が行われたようにはあまり感じられない。見るところ、掲載されている意見	
	は次の3種類に分類できるように感じられる。	
	①現状の会計基準等を前提とした解釈に関する意見	
	②退職給付債務の意味を再定義しようとする意見	
	③現象面からの気づき	
	案の結論は①に関するものと思われる。また、実務対応報告という形を採用した段階で、	
	既にそれは選択されているとも考えられる。本件についての検討は、その立ち位置を明確	
	にした上で行う必要がある。	
	本件では、①②③を区別することがまずは重要であり、その上で②について議論するこ	
	とが有用であると考える。よって、案の議論では不十分であると感じる。	
6) マイナスの	初めからマイナスになると分かっていればマイナス金利となる国債等で運用するはず	
利回りを割引率に用いるの	がなく(キャッシュで持てば良い)、マイナスの利回りを割引率に用いるのは合理性を欠き	
は合理性を欠	ます。	
く。ゼロ以上と	退職給付債務を割引計算する根拠は、金銭的時間価値(貨幣の時間価値)を反映すること	
することが妥	が目的の一つと解釈されています。この金銭的時間価値は、金銭が一定期間内に生み出す	
当である。	価値であり、一定期間経過後に増加する割合を意味しています。貸借対照表日から翌年度	
	の貸借対照表日まで、増加する割合が割引率の根拠になると考えられます。	
	会計上は、割引を反映した退職給付債務をもとに、退職給付引当金を計上する取り扱い	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	です。会計上の健全性を確保するために、当該引当金に対して貸借対照表の資産側で何か	
	しらの資産を充当しているとみなす(①)ことが妥当と考えます。その場合、一定期間内に	
	資産と負債の整合性を確保するために貨幣の時間価値の変動による差分を発生させない	
	ように、当該充当している資産の増加割合に応じて、割引率を決定すべきと考えます。こ	
	の場合、割引率を負に設定することは、引き当てた資産が減少する前提となります。	
	引き当てた資産をすべて 10 年国債で賄っている場合は、最近のマイナス利回りの状況	
	から、資産が減少することが妥当と考えられますので、割引率もマイナスを認めるべきと	
	考えます。逆に、引き当てた資産を何かしら増加が見込める資産で賄っていた場合は、逆	
	に割引率にはマイナスは認めるべきではないと考えます(負債の過大評価になります)。	
	また、割引率は「期末における安全性の高い債券の利回り」としてリスクフリーレートを	
	参考にしていると解釈されます。しかしながら、最近のマイナス利回りの状況等、そもそ	
	も10年国債を無リスク資産とすること(②)が妥当とは言い難い状況です。企業がリスク回	
	避の行動をとる前提では、全ての企業に適用する基準としては、割引率はマイナスではな	
	くゼロ以上とすることが妥当と考えます。	
7) 2 つの方法	「当面の取扱い(案)」では、2つの取扱いを両方とも認めて おり、その優劣(評価)につい	
に優劣をつけていないこと	ては、今後の議論に任せられおり、現時点では白紙であると考えているが、その理解が正	
を明確化すべ	しいことを確認したい。	
きである。	公開草案第2項の結論(会計処理)は、議事概要に記載されていたものから変わっていな	
	いが、議事概要では「マイナスの利回りをそのまま用いる論拠の方が、現行の会計基準に	
	関する過去の検討における趣旨とより整合的であると考えられる」と、マイナスが優、ゼ	
	ロ止めが劣の会計処理間のヒエラルキーが存在する旨の見解が示されていた。この会計基	
	準設定主体による会計処理の優劣に関する見解が、財務諸表等作成の実務に多少なりとも	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	混乱を生じさせたことは当然の事実であり、公開草案がその見解を白紙撤回することを目	
	的としているのであれば、必要性が多少なりとも理解されるところである。しかし、公開	
	草案にはそういった旨の記載は全くない(とはいえ、公開草案では、議事概要で示した会	
	計処理の優劣についての会計基準設定主体としての見解は、いったん引っ込めているので	
	あろう)。それどころか、公開草案第15 項(結論の背景)の「現時点の国債等の各残存期間	
	におけるマイナスの利回りの幅が大きくないことを踏まえ」が(この記載が何を意味する	
	のか?理解できない。)、将来的にはどちらかというとマイナスをデフォルトとするよう	
	な印象(中途半端な予見)を与えてしまっている。	
	議事概要に記載されていた、会計処理間のヒエラルキーに関する会計基準設定主体とし	
	ての見解について、公開草案の段階ではどうなったのか、明確に示す必要がある(副委員	
	長が委員会席上で口頭にて議事概要の記載を撤回したとの情報もあるが、口頭ではなく何	
	らかの書き物が必要である。)。	
	なお、残念ながら最終化することになる場合であっても、上記への対応は実施いただき	
	たい。	
8) 既にいずれ	ゼロ止めとマイナス利回りのいずれかの方法を認めるのは、これから方法を決定する企	
かの方法を採用している企	業に限定し、既にいずれかの方法を採用している企業に対しては、既存の方法の継続適用	
業に対しては、	を求めるべきである。	
既存の方法の	マイナス金利政策は平成 28 年 2 月から適用されており、平成 28 年 3 月期決算において	
継続適用を求	マイナス利回りは既に見受けられていた。これに関連して、貴委員会は平成 28 年 3 月に	
めるべきであ る。	議事概要を公表し、ゼロ止めとマイナス利回りのいずれも認められるといった議論を示し	
	ており、既に多くの企業が当該議事概要を参考にゼロ止め又はマイナス利回りのいずれか	
	の方法を平成28年3月期決算以降用いている。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	本公開草案においていずれの方法も認められるとしたことについては、既存の実務への	
	配慮等のため、当面の取扱いとしては合理的な結論と考えられる。しかし、現時点におけ	
	るマイナス金利を取り巻く情勢や既に多くの企業でいずれかの方法が採用されているこ	
	とに照らせば、当面の取扱いとしては「既存の方法をそのまま認める」ことで十分であり、	
	本公開草案によって既存の方法からの変更を認める必要はないと考える。選択に当たって	
	考慮すべき点や当該方法が会計方針か否かについて本公開草案では明確にされていない	
	ことからも、方法の変更を認めることはかえって実務を混乱させかねないことを懸念す	
	る。また、今回変更を行ったものの、将来的に議論が進展し、再度元に戻す必要が生じた	
	場合は、頻繁な処理方法の変更につながりかねず、これは財務諸表作成者・利用者双方に	
	とって望ましいことではないと考えられる。さらに、議事概要公表時から情勢は大きく変	
	わっていないため、本公開草案では議事概要の内容が基本的に踏襲されていることや、い	
	ずれの方法を採用するかによる影響も乏しいことを考えると、既存の方法の継続適用が合	
	理的である。	
	したがって、新たに方針を決定する必要がある企業についてはいずれも認められると	
	し、既にいずれかの方法を採用している企業については既存の方法の継続適用を求めるべ	
	きと考える。	
	適用時期が1年限りと限定されているものの、当該取扱いが延長されることも考えられ	
	る。利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法	
	について、一旦採用した方法は、正当な理由なく変更することはできないとの理解でよい	
	カゝ。	
	本公開草案第2 項は、2 つの方法のいずれかの方法によることを示しているが、従来い	
	ずれかの方法を選択して採用している場合における本実務対応報告の適用にあたっての	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	考え方を明示すべきであると考える。	
	平成28 年3 月10 日付で、第331 回企業会計基準委員会(3 月9 日開催)の議事概要別	
	紙 (審議事項(4)マイナス金利に関する会計上の論点への対応について) において、「割	
	引率として用いる利回りについて、マイナスとなっている利回りをそのまま利用する方法	
	とゼロを下限とする方法のいずれの方法を用いても、現時点では妨げられない」との見解	
	が示されたことを受けて、既にいずれかの方法を選択して採用している企業があるものと	
	考えられる。	
	このため、従来いずれかの方法を選択して採用している場合においては、本実務対応報	
	告の適用にあたり、従来採用している方法の継続性をどのように考えるか(従来採用した	
	方法から変更する場合の取扱いを含む) について、適用上の論点となると考えられる。し	
	かし、本公開草案においては、適用にあたっての考え方は示されていないことから、当該	
	考え方を明示すべきであると考える。	
9) 各社で採用	実務対応報告の公表にあたっては、実務の安定に資するものとして、第331 回企業会計	
している方法	基準委員会議事概要(2016 年3 月公表)の取扱いを参考に各社においてこれまでに採用	
の見直しを意	された方法が見直されることを意図したものではないことを明示することを検討いただ	
図したもので	きたい。	
ないことを明	2つの方法を優劣なく認める実務対応報告の公表により、前期において適用した方法の	
確にすべきで	変更の可否や変更する場合の取扱い等に関して多様な考えが生じることが懸念される。実	
ある。	務の安定という観点からは、提案されている2つの方法のうちいずれが適切であるかの結	
	論が得られるまで、2016 年3 月に公表された第331 回企業会計基準委員会の議事概要を	
	参考に行われている取扱いを継続することが望ましいものと考える。したがって、当該議	
	事概要の取扱いを参考に各社において採用された方法の見直しが行われることを意図し	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	たものではない点を実務対応報告において明示することが適切である。	
10) 本実務対	本公開草案は適用期間が限定されており、恒久的な取扱いではなく期間限定の当面の取	
応報告を適用	扱いということ、また、マイナス金利とゼロ金利の双方の利用を認めていることからか、	
することは、	本公開草案においては本実務対応報告の適用について、「会計方針の変更」に該当するの	
「会計方針の	か「見積りの変更」に該当するのかの記載が全くない。	
変更」や「見積	平成28年3月に公表された議事概要は、マイナス金利とゼロ金利の双方を認め、優劣を	
りの変更」には	つけていない。また、本公開草案もこの議事概要を基本的に踏襲しており、マイナス金利	
該当しないこ	とゼロ金利の双方を認め、優劣をつけていない。	
との明確化を	このため、本実務対応報告を適用することが、「会計方針の変更」に該当するのか「見	
求める。	積りの変更」に該当するのかといった議論の俎上に載せることが難しい。	
	結果として、本実務対応報告を適用することは、「会計方針の変更」や「見積りの変更」	
	には該当しない、という理解で宜しいか確認させていただきたい。	
11)示された二	記載されている二つの方法をいずれも認めることには同意するが、「いずれかの方法に	
つ以外の方法 を排除すべき	よる。」との記載では当該二つの方法に限定されることとなる。恒久的な取扱いに関する	
ではない。	結論が得られていない段階での当面の措置であることから、第331回企業会計基準委員会	
	における議事と同様の「いずれの方法を用いても、現時点では妨げられないものと考えら	
	れる。」等の記載にて、当該二つの方法以外の方法を排除しない方が良いと考える。	
12) 利回りの下限としてゼロ	退職給付債務等の計算に使用する割引率については、退職給付に関する会計基準の適用	
	指針第24項において、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単	
を利用する場合、具体的な方	一の加重平均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の	
法を明確にす	割引率を使用する方法が例示されている。これらの方法により割引率を算出する際には、	
べきである。	イールドカーブを参照して行うことになる。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引	
	率を使用する方法を採用する場合において、本公開草案第2項における利回りの下限とし	
	てゼロを利用する方法による場合、イールドカーブの支払見込期間の利回りがマイナスは	
	そのまま使用して算出した割引率がマイナスになった場合にゼロとする方法、イールドカ	
	ーブの支払見込期間の利回りがマイナスとなった期間についてゼロとした上で加重平均	
	割引率を算出する方法が考えられる。	
	利回りの下限としてゼロを利用する具体的な方法について想定しているものがあれば	
	明確にしていただきたい。	
	公開草案には、	
	・ゼロ止めの会計処理を選択する場合に	
	・退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率	
	を使用する方法において	
	・イールドカーブについてもマイナスの利回りをゼロ止めにするのか	
	・ イールドカーブについてはマイナスの利回りをそのままとして計算するのか(結果とし	
	て単一の加重平均割引率がマイナスとなった場合にゼロ止めとする。)	
	が記載されていない。	
	公開草案は廃案とし、今後、適正なデユー・プロセスに則ってしっかりと議論し、品質	
	の高い内容のものを作っていただきたい。	
	なお、残念ながら最終化することになる場合であっても、上記への対応は実施いただき	
	たい。	
13)記載の一部	公開草案第15項に、「現時点の国債等の各残存期間におけるマイナスの利回りの幅が大	
削除を求める。	きくはないこと」が本実務対応報告における取扱いの結論の土台となっているような記述	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	があるが、仮にマイナスの利回りの幅が現時点より大きくなった場合に本実務対応報告に	
	おける取扱いを否定する想定でないのであれば、当該記述は不要と考える。	
14) 記載に重複	公開草案第12項に、「現時点における負債の金額は将来の見積り支払総額を超えること	
がある部分について、記載を	はないとの意見をどのように考えるかが論点となる。」と示されているが、これが「金銭	
整理すべきで	的時間価値は時の経過に応じて減少することはないものとして、信用リスクフリーレート	
ある。	の下限はゼロになるとの意見が聞かれる。」と示す第10項と観点が重複しているのであれ	
	ば、第10項と第12項とを整理・統合する方が良いと考える。	
15) 文意が不明	結論の背景には文意が不明箇所ある。たとえば第12項で「企業固有の見積りをどのよう	
確な箇所があるので、明確に	に反映すべきか」とあるが、これは「企業固有の信用力をどのように反映すべきか」とい	
すべきである。	うことではないかと思われる。また、それが「現時点における負債の金額は将来の見積り	
	支払総額を超えることはないとの意見」と同値の命題であるかのように表現されているの	
	は適切ではないと思われる。	
16) 今後の検討	公開草案の第 14 項で「国際的な動向も踏まえる必要があると考えられるが、欧州にお	
では、国債を選択肢として認	ける議論でも、現時点において統一的な見解は定まっていない」と記載されている。これ	
が放こして記している日本	を見ると、あたかも国際的にもマイナス利回りが大きな課題になっているような印象を受	
基準の取扱い	け、また、問題解決に向けて欧州で議論が展開しているかのような印象を受ける。しかし	
も重要な論点となる。	国際基準では、原則として優良社債の利回りが用いられるので、現状ではそれほど問題意	
	識が高いとは考えられない。	
	日本基準では、「割引率の基礎とする安全性の高い債券の利回り」として「国債、政府	
	機関債及び優良社債の利回り」が示されている。ここで、国債と優良社債の利回りには、	
	明らかな差異が常時存在しているにもかかわらず、これらが選択的に認められている中	
	で、日本における国債のマイナス利回りだけを取り上げて論点とすることは、議論のバラ	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	ンスを失するように感じられる。退職給付債務の意味を再定義しようとする意見について	
	検討するにあたっては、当然ながら、国債を選択肢として認めている日本基準の取扱いも	
	重要な論点になるものと考えられる	
(適用時期)		
17) 適用期間を	適用時期に関し、「平成30年3月30日に終了する事業年度まで」とすることが現実的か否	
1年に限定せず、慎重に検討	かについて、十分に検討するべきである。	
り、倶里に使的 すべきである。	本公開草案では当面の取扱いとして、ゼロ止めとマイナス利回りのいずれの方法も認め	
	ていることから、継続検討は必須であり、その点は本公開草案第16項にも明記されている。	
	一方、同項では「進捗状況によっては、(中略)平成30年3月31日以後に終了する事業	
	年度も継続することを検討する」とも述べられており、検討には相応の時間を要する可能	
	性も貴委員会は想定しているものと推察する。結果として、今回の当面の取扱いの適用の	
	終了時期が非常に曖昧な状態となっている。	
	実務対応報告という規範性を持った方針を示す以上、このように実際に適用される期間	
	が不透明な状況は実務を不安定にさせかねない。このため、本公開草案の取扱いが適用さ	
	れる期間の終了時期を、現実的な検討期間を反映して設定するなど、財務諸表作成者・利	
	用者双方にとって本公開草案の取扱いの適用が実際に終了する時期に対する予見可能性	
	を高めることが必要と考えられる。	
	そのためにも、現在想定している適用時期の実現性について、十分な検討をお願いした	
	٧٠°	
	現在は、マイナス金利の下での退職給付債務等の割引率の取扱いを一本化できる状況に	
	はないので、「当面の取扱い」の会計処理で 2 つの考え方を認めることは、理解できる 。	
	しかし、「当面の取扱い」を、議事概要(2016年3月9日)と同様に1年限定の取扱いと	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	することは、企業実務を安定させるという目的に必ずしも応えるものとはならないことか	
	ら 、反対意見が寄せられた。適用期間を制限する取扱いについては、再度慎重に検討す	
	べきである。	
	適用期間を1年限定の取扱いとするのは、平成30年3月31日以降に終了する事業年度	
	に間合うように会計処理を一本化するガイダンスを作成するためであるとされる。しか	
	し、この論点は国際基準でも結論を得ておらず、日本基準で議論を尽くして結論を得るた	
	めには相当の期間要する。1年で議論が収束することを前提して、「当面の取扱い」を1年	
	限定とするのではなく、「当面の取扱い」の期限を定めずに、金利環境等も踏まえてフレキ	
	シブルに議論を行う方が、結果的に高品質なガイドランの策定に資することも考えられ	
	る。	
	また、16 項には、今後本格的な検討を行い、「検討の状況よっては、本実務対応報告に	
	おける 取扱いを…継続することを検討する」とあるが、実務の安定のためには、「当面の	
	取扱い」の適用を 1 年に限定せず、今後マイナス金利の会計処理の一本化に向けた検討を	
	行うことを示すことで足りるものと考えられる。	
	公開草案第3項において、適用期間が1年間限定とされている。会計基準等はゴーイン	
	グ・コンサーンを前提として策定されるべきものであり、期間限定とする場合には相当の	
	説得力のある理由が必要であるが、この点について、公開草案第16項(結論の背景)に「(ゼ	
	ロ止め、マイナス)いずれかの方法によることを定めたガイダンスの公表に向けて、引き	
	続き検討を行う」との決意表明が記載されている。	
	しかし、公開草案第16項(結論の背景)には「検討の進捗状況によっては、本実務対応報	
	告における取扱いを(中略)継続することを検討する」との記載もある。このような "逃げ	
	道" を用意しておくのであれば、そもそも適用期間を1年間に限定する必要はなく、い	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	ずれかの方法に一本化するべく引き続き検討を行う旨だけを述べればよいだけである。	
	公開草案に至るまでに、企業会計基準委員の間で全員賛成を目指す等のいろいろな調整が	
	あったようであり、その結果、このようなわかりづらい記載ぶりになってしまったのであ	
	ろう。	
(開示)		
18) いずれの	退職給付債務等の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間	
方法を採用し	における利回りが期末においてマイナスとなる場合、利回りの下限としてゼロを利用する	
ているかについて、注記すべ	方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれの方法を採用しているかにつ	
きである。	いて、退職給付に関する注記において開示することを求めるべきと考えます。	
19) 本実務対	本公開草案は適用期間が限定されており、恒久的な取扱いではなく期間限定の当面の取	
応報告を適用	扱いということ、また、マイナス金利とゼロ金利の双方の利用を認めていることからか、	
する際に、さらなる注記を求	本公開草案においては本実務対応報告の適用について、「開示」についての記載が全くな	
めるものでは	い。加えて、前期と当期で利用金利が異なる場合の取扱いについても一切記載されていな	
ないことの明	V'o	
確化を求める。	本公開草案はマイナス金利について期間を限定した暫定的な取扱いを示したものであ	
	り、もともと暫定的な取扱いのものについて、有価証券報告書において注記することを意	
	図していないということを確認させていただきたい。つまり、本実務対応報告を適用し、	
	「マイナス金利」を利用しても「ゼロ金利」を利用しても、「注記事項(退職給付関係)」	
	において利用した率を記載すれば足り、有価証券報告書の他の箇所、例えば「追加情報」	
	において、「当連結会計年度より、実務対応報告第○○号を適用しております。」という	
	記載することを求めていない、という理解で正しいか確認させていただきたい。	
	また、本公開草案においては、本実務対応報告を適用した場合、何等かの補足説明事項	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	を記載することは求めていないが、企業が自発的に「追加情報」(連結財規第15条、財規	
	第8条の5)において補足説明をすることは妨げないという理解で正しいか確認させてい	
	ただきたい。	
その他		
20) コメント期	本公開草案のコメント期間は規則上の最低期間である2ヶ月から短縮されている。	
間を短縮する	質問1へのコメントに記載したとおり、内容(品質)的に会計基準等として成り立つかど	
際には、適正手 続監督委員会	うかという大問題があるにも関わらず、コメント期間を短縮したことは誠に遺憾である。	
が許可する等	現在の規則上は、コメント期間の短縮を企業会計基準委員会の判断で実施可能なようだ	
の手続を設け	が、他国ではどうなのか? 委員会での公表議決の際に「内容が短いからコメント期間を短	
る必要がある。	縮しても問題ない」、「他団体のコメント期間はだいたい1ヵ月だから問題ない」といった旨	
	の、デュー・プロセス規則を無視した、不謹慎な発言があったようだが、コメント期間の	
	短縮を行う場合には適正手続監督委員会が許可する等の手続を設ける必要はないのか?	
21) 今後検討す	公開草案第16項に、平成30年3月31日以後に終了する事業年度の取扱いに関して引き続	
る論点を明確	き検討を行う旨が示されているが、どのような点を論点として検討する想定であるかが示	
にすることを 求める。	されると、関係者の理解の助けとなるものと考える。	
22) 本実務対応	公開草案第16項に、「当該検討の進捗状況によっては、本実務対応報告における取扱い	
の取扱いを継	を平成30年3月31日以後に終了する事業年度も継続することを検討する。」と示されている	
続する場合の 状況を明確に	が、どのような状況の場合に本実務対応報告における取扱いを継続する想定であるかが示	
すべきである。	されると、関係者の理解の助けとなるものと考える(例えば、第14項で言及されている欧	
	 州における議論での統一的な見解が形成されない場合には、本実務対応報告における取扱	
	いを継続することを想定しているのか。)。	

以上